

審査結果概要書

平成 23 年 9 月 6 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	ボイラー（熱源）の更新による温室効果ガス削減事業
排出削減事業者名	株式会社ジャスマックプラザホテル
排出削減共同実施事業者名	財団法人 北海道環境財団
その他関連事業者名	
事業実施場所	株式会社ジャスマックプラザホテル （北海道札幌市中央区南 7 条西 3 丁目）
事業の概要	本事業は、給湯・加温・空調熱源用の A 重油ボイラーを高効率天然ガスボイラーへ更新することで、ボイラーの高効率化と、二酸化炭素排出量の削減を図るものである。
排出削減量の計画	2008 年度： 188 tCO ₂ /年 2009-2012 年度： 492 tCO ₂ /年 （事業実施機関合計 2,156 tCO ₂ ）
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2008 年 12 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新 方法論番号 004 空調設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年8月24日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：株式会社ジャスマックプラザホテル (北海道札幌市中央区南7条西3丁目)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 整備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で3.3年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 本事業者は、以前より施設内で使用されているコジェネのディーゼルエンジン及び重油焚きボイラーの煤煙については、近隣への影響も配慮しクリーン化する方向で検討していた。そのような中、国内クレジット制度の存在を知り、制度の意義と事業者の意図がマッチングしたことから、CO2排出削減を併せて実現できる事業として、本削減事業が実施されるに至ったことを質問により確認した。また、本事業による削減量クレジットは、道内の音楽イベントで排出されるCO2とのオフセットに活用される予定であることを併せて確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。また、業界団体への所属も無いことを、質問ならびに当該団体の組織名簿等により併せて確認している。</p>

排出削減方法論に基づいて実施されること

1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 及び 004 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。

[方法論 001]

適用条件 1 については、既存ボイラーよりも高効率のボイラーに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、本事業により高効率天然ガスボイラーへの更新を行わなかった場合、既存の A 重油焚ボイラーを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、高効率天然ガスボイラーにより生産した蒸気はすべて事業所内で使用しており、他への供給はないことを確認している。

[方法論 004]

適用条件 1 については、既存の A 重油焚き吸収冷温水機による空調システムよりも高効率の天然ガス焚き吸収冷温水器による空調システムに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、本事業により高効率天然ガス焚き冷温水器への更新を行わなかった場合、既存設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、本事業は活動量を用いないため、活動量のデータ計測可否は不問である。

2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。

3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。

4. 特記事項

・空調設備の冷媒は臭化リチウムが使用されていることを確認している。なお、本事業は熱源のバーナー交換及び燃料転換であるため、本体は継続使用されていることを現地視察等により確認している。